

# 道路詳細設計業務委託（篠目池浦2号線ほか）

## 特記仕様書

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、安城市建設部土木課（以下「発注者」という。）の実施する道路詳細設計業務委託（篠目池浦2号線ほか）（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 本調査の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、愛知県建設部発行「測量及び設計業務等共通仕様書」（以下「共仕」という。）を準用するものとする。なお、閲覧により添付することを省略するものとするが、本業務の設計書に添付したものとして遵守しなければならない。

（業務目的）

第2条 本業務は、篠目池浦2号線及び池浦大東線の現道敷地内での道路改良に必要な詳細設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面、数量の取りまとめ及び報告書を作成することを目的とする。

（業務内容）

第3条 本業務の項目は次のとおりとする。なお、受注者は、契約後速やかに契約図書等に基づき業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、平面計画、横断計画等については、用地調査業務等により線形の再検討等の必要が生じた場合は修正を行った上で、地域性、施工性、経済性及び安全性等を比較、提案すること。また、最適案において、概算工事費の算出及び設計書等の作成を行うものとする。また、公共施設の開発に伴う雨水流出抑制施設の設置について、安城市雨水流出抑制施設設置技術基準に基づく対策量を考慮した計画を策定し、発注者と協議の上決定するものとする。

### （1）測量調査

道路計画に必要となる現況の測量調査等を下記にて行うものとする。なお、基準点の展開については周辺の街区基準点の有無を確認し、監督員と協議すること。

ア 4級基準点測量 N=17点

- a 新点
- b 永久標識無し
- c 伐採無し
- d 地域：都市近郊
- e 地形：平地
- f 測点間隔：50m

### イ 路線測量

作業内容については下記の通りとする。

- a 作業計画  
測量作業着手前に測量方法等を記載した作業計画書を提出するものとする。
- b 線形決定
- c 縦断測量
- d 横断測量
- e 中心線測量

f 仮BM設置測量

【 補正 】

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| ① 地形   | : 平地                 |
| ② 交通量  | : 1 0 0 0 台以下/1 2 時間 |
| ③ 曲線数  | : 0                  |
| ④ 測量間隔 | : 2 0 m              |
| ⑤ 測量幅  | : 4 5 m未満            |

(2) 道路詳細設計

共仕第6408条に基づき、下記のとおり地域性、施工性、経済性及び安全性等を勘案して作成するものとする。また、本業務については、用地買収を考慮しない現況道路内での整備を検討するものとする。

道路詳細設計(B) L = 0. 7 k m

【 補正 】

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ア 地形                        | : 平地       |
| イ 車線数                       | : 1 ~ 2 車線 |
| ウ 複断面                       | : 無        |
| エ 暫定計画                      | : 無        |
| オ 歩道設計                      | : 有        |
| カ 取付道路、付替水路                 | : 有        |
| キ 道路環境関連施設設計                | : 無        |
| ク 特殊法面                      | : 無        |
| ケ 成果物分割                     | : 有        |
| コ 軟弱地盤対策                    | : 無        |
| サ 現道拡幅等の工事で施工途中の車線変更等に対する設計 | : 無        |
| ス 単独区間当りの設計延長               | : 1 k m未満  |

その他、公安委員会協議資料（保安設備図、施工ステップ図等）、地元説明資料等、監督員が必要と認める協議資料の作成を行うものとする。また、監督員が必要と認められた場合は、各種協議、地元説明会に出席するものとする。また、概算工事費の算出及び設計書の作成については、発注者の指示による積み上げを行うこと。なお、積算上、市場単価のない製品等は、3者以上の製造元の見積りを徴収し積算に反映すること。

(管理技術者及び照査技術者)

第4条 共仕第1107条に規定する管理技術者、共仕1108条に規定する照査技術者は、技術士又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）の資格保有者であり、かつ同種・類似業務の実績を有する者を配置しなければならない。

(資料の貸与)

第5条 共仕第1113条及び同第6408条第3項及び同第6413条第3項に基づき、発注者が保有する業務に必要と認められる関係資料など関係図書を受注者に貸与するが、受注者は業務完了時、直ちに返却しなければならない。

(土地の立ち入り等)

第6条 受注者は、本業務を実施するにあたり現地に立ち入る場合は、予め発注者と協議の上、関係者と密接な連絡をとり、業務を遂行しなければならない。

なお、受注者が第3者の土地に立ち入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損、もしくは使用困難を来たしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において現況復旧または補償しなければならない。

(打合せ)

第7条 共仕第1111条第2項の「業務の区切り」は下記のとおりとし、打合せ場所は安城市建設部土木課とする。

なお、業務着手時と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時(2回)
- (3) 成果品納入時
- (4) その他、監督員が必要と認めたとき

(報告書の作成)

第8条 受注者は業務の成果として、共仕第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。また、路線北側の区間1と路線南側の区間2について報告書を分割すること。

(設計図面の作成)

第9条 共仕第1211条の(3)に示す、計画図面の作成方法は、下記による。

- (1) 図面の作成にあたっては、「CAD製図基準(案)[平成20年5月]」を参考とし、監督員と協議の上、作成しなければならない。

(成果品の提出)

第10条 納入する成果品は次に掲げるものとし、すべて発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。

なお、作業完了後といえども成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任においてその誤りを訂正しなければならない。

成果品目は下記のとおりとする。

- (1) 報告書および計画図(A1) 2部  
(A4版ファイルとじ、図面A4サイズ折込)
- (2) 報告書および計画図書データ 2部(CD-R、報告書へ添付)
- (3) 計画図縮小版製本 2部(A4サイズ縮小製本)
- (4) 業務委託成果概要版(A3、1枚) 2部

提出先は安城市建設部土木課とする。

(環境への配慮)

第11条 別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

別 表

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル施設への搬入</li> <li>・再生建設資材の使用</li> <li>・伐採木・剪定枝のリサイクル</li> <li>・間伐材の活用</li> </ul> <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場内利用・工事間利用</li> <li>・リサイクル施設への搬入</li> <li>・改良土の利用</li> </ul> <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機械及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進</li> <li>・二次製品の使用</li> </ul> <p>(4) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多自然型川づくり</li> <li>・地域生態系に配慮した樹種選定</li> </ul> <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上緑化・壁面緑化</li> <li>・敷地の緑化</li> <li>・道路の緑化</li> </ul> <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枿</li> </ul> <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー施設整備</li> <li>・有害物質削減</li> <li>・低騒音舗装</li> </ul> <p>(7) 景観形成の推進</p>

(疑義)

第12条 本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議して定めるものとする。

## 設計業務における電子納品に関する特記仕様

### (電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

### (成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し2部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

### (その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。